

議案第 6 号

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）5 月 17 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 138 条の 9 第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

(2) 第 138 条の 9 第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適當と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市の放課後児童健全育成事業所に置くべき放課後児童支援員の資格要件の拡大等を行うため、本案を提出する。